

EPA原産地規則の概要

【輸出編】



2024年6月
財務省・税関
EPA原産地センター

日本関税協会 2024年7月23日24日
無断転載及び複製を禁止されています
また本資料の編集は許可しません

1. ケーススタディ(日EU・EPA、機械(旋盤))
2. 輸出相談のご案内
3. 参考情報



1. ケーススタディ

～日EU・EPAを利用して機械(旋盤)を輸出～

輸出貨物のEPA利用のステップ

輸出においてEPAを利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるEPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

参考：「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」

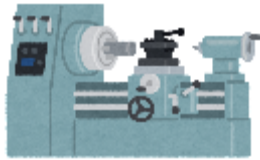
(税関ホームページ > EPA/原産地規則について知りたい > 3.初めてEPAで輸出/輸出相談 (自己申告)

> EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html)

ケーススタディの内容



日EU・EPAを利用して、日本国内の工場で製造した「旋盤」をフランスに輸出したいと考えています。輸出予定の製品について、以下の情報を収集し、確認しました。



■ 産品: 旋盤

輸出先 : フランス
HS番号 : 第8458.11号
FOB価額 : 1億円 (FOB価額: 本船渡し価額)
製造工程 : 輸出者の日本国内工場で下記材料から製造。

- 輸出入申告時には、最新のHS番号を使用すること。
- 一方、日EU・EPAの品目別原産地規則ではHS2017ver.を採用。
- 品目別原産地規則の適用にあたっては、産品と材料のHS番号は各協定が採用しているHS ver. (日EU・EPAではHS2017ver.)で考える。
- なお、本事例の産品及び材料のHS番号については、最新のHS番号とHS2017ver.のHS番号に相違なし。

整理番号	材料	HS番号	生産国	材料価額 (万円)	原産性の疎明 (サプライヤー証明等)	備考
1	制御盤A	8537.10	中国	700	無	中国から輸入。非原産材料。
2	制御盤B	8537.10	日本	200	無	他社から購入。
3	旋盤の部分品A	8466.93	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
4	旋盤の部分品B	8466.20	日本	100	無	国内自社工場で製造。
5	旋盤の部分品C	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
6	旋盤の部分品D	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
7	旋盤の部分品E	8466.93	日本	300	無	国内他社工場で製造。工程表に材料のHS番号有。
8	旋盤の部分品F	8466	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
9	歯車	8483.40	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
10	電動機	8501	ドイツ	3,500	無	ドイツから輸入。非原産材料。ドイツの原産品との証明有。
11	旋盤の部分品G	8466.93	米国	800	無	米国から輸入。非原産材料。

(注) 上記は様々なケースを検討するための仮想の事例。実例とは異なる。

輸出貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸出において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸出貨物のEPA利用のステップ



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応



1. 輸出貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号のこと。
- HS番号(6桁まで)は世界共通、輸出・輸入でも共通。一方、税率は各国で異なる。
- EPA税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されている。
- HS番号は「輸出統計品目表」(日本からの輸出申告時に使用)で調べることが可能。
(税関HP > 輸出入の手続きを調べたい > 輸出入の手続きトップ > 輸出統計品目表 <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>)
- HS番号に関する問合せは、各税関関税鑑査官部門で受付。
(税関HPの画面上部「お問合せ」タブ > 品目分類や関税率などについての照会 <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>)

旋盤: 第8458.11号 HS番号 類(2桁) = 第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
項(4桁) = 第84.58項 旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)
号(6桁) = 第8458.11号 横旋盤 - 数値制御式のもの

輸出統計品目表 検索画面

税関
Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入

輸出入手続

このページでは、貨物の

1. 品目分類及び税

- 品目分類及び税率を調
- 輸出統計品目表
- 実行関税率表
- 関税率表解説・分類例

税関
Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出統計品目表

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 部注

分類

第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	類注	品目表
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	類注	品目表

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
84.58		旋盤 (ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。)		
		- 横旋盤		
8458.11		-- 数値制御式のもの		
	100	--- ターニングセンター	NO	KG
	900	--- その他のもの	NO	KG

輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

 ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸出相手国における日EU・EPA税率の確認方法

- ① 税関ホームページ EPA相手国譲許表(関税率表)
- <https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

税関
Japan Customs

検索
お問い合わせ
お問い合わせ
お問い合わせ

このページでは、最新の関税率に関する情報を掲載しております。
最新の関税率に関する情報は、税関のホームページに掲載しておりますが、最新の関税率に関する情報は、税関のホームページに掲載しております。

このページでは、最新の関税率に関する情報を掲載しております。
最新の関税率に関する情報は、税関のホームページに掲載しておりますが、最新の関税率に関する情報は、税関のホームページに掲載しております。

12.輸出先の国の税率を調べる(相手国譲許表)

EPA/原産地規則について知りたい

EU共通関税率検索サイト(TARIC)

② JETROホームページ World Tariff

➤ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

※税関ホームページからのアクセス:
トップページ → EPA/原産地規則について知りたい
→ 6.協定・法令等/EPAとは → 1-2.EPA税率について
→ World Tariff

ユーザー登録が必要。
JETROホームページからユーザーIDとパスワードを取得可能(日本居住者は無料)。

10

1.

2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

EU共通関税率検索サイト(TARIC)で、HS番号 第8458.11号を確認

TARIC Consultation

Search by goods code and geographical area

Goods code: Geographical area:

Additional code: Geographical area:

Retrieve Measures

The current reference date for the query is 11-05-2024

SECTION XVI MACHINERY AND MECHANICAL APPLIANCES; ELECTRICAL EQUIPMENT; PARTS THEREOF; SOUND RECORDERS AND REPRODUCERS, TELEVISION IMAGE AND SOUND RECORDERS AND REPRODUCERS, AND PARTS AND ACCESSORIES OF SUCH ARTICLES

CHAPTER 84 NUCLEAR REACTORS, BOILERS, MACHINERY AND MECHANICAL APPLIANCES; PARTS THEREOF

8458 Lathes (including turning centres) for removing metal : (TN702) (#TN702) (TN701) (#TN701)

- Horizontal lathes :
- Numerically controlled :
- Turning centres :

8458 11 20 - - - Turning centres

8458 11 41 - - - Automatic lathes

8458 11 49 - - - Single spindle

8458 11 80 - - - Multi-spindle

8458 11 80 - - - Other

SECTION XVI MACHINERY AND MECHANICAL APPLIANCES; ELECTRICAL EQUIPMENT; PARTS THEREOF; SOUND RECORDERS AND REPRODUCERS, TELEVISION IMAGE AND SOUND RECORDERS AND REPRODUCERS, AND PARTS AND ACCESSORIES OF SUCH ARTICLES

CHAPTER 84 NUCLEAR REACTORS, BOILERS, MACHINERY AND MECHANICAL APPLIANCES; PARTS THEREOF

8458 Lathes (including turning centres) for removing metal : (TN702) (#TN702) (TN701) (#TN701)

- Horizontal lathes :
- Numerically controlled :
- Turning centres :

8458 11 20 - - - Turning centres

8458 11 41 - - - Automatic lathes

8458 11 49 - - - Single spindle

8458 11 80 - - - Multi-spindle

8458 11 80 - - - Other

Japan (JP)

Tariff preference : 0%

※実際の確認にあたっては、いずれの細分に該当するのかを特定した上で日EU・EPA税率の設定状況を確認する必要がある。
第8458.11号は「Turning centres」以外も日EU・EPA税率が設定されており、いずれも関税無税(0%)であることを確認済。

第8458.11号の產品につき、EUでEPA税率が設定されていることを確認。

ステップ2
完了

輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認



ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

日EU・EPAで定める原産品の要件を確認

- 日EU・EPA税率は、日EU・EPA上の他方の締約国の「原産品」に対して適用(第2・8条1)。
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす産品。
- 材料を「原産材料(＝原産品となる材料)」と判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”産品



日EU・EPA 第3・2条1(a)

要件

品目別原産地規則
を満たす産品

締約国における生産により
“実質的変更”がある産品

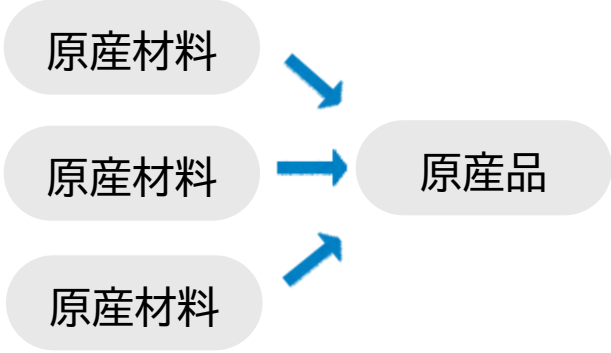


日EU・EPA 第3・2条1(c)

要件

原産材料のみから
生産される産品

締約国の“**原産品となる材料**”
のみから生産される産品



日EU・EPA 第3・2条1(b)

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

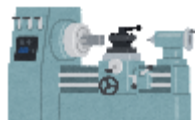
5.

6.

7.

製品の情報をもとに、確認する要件を決める

■ 製品: 旋盤



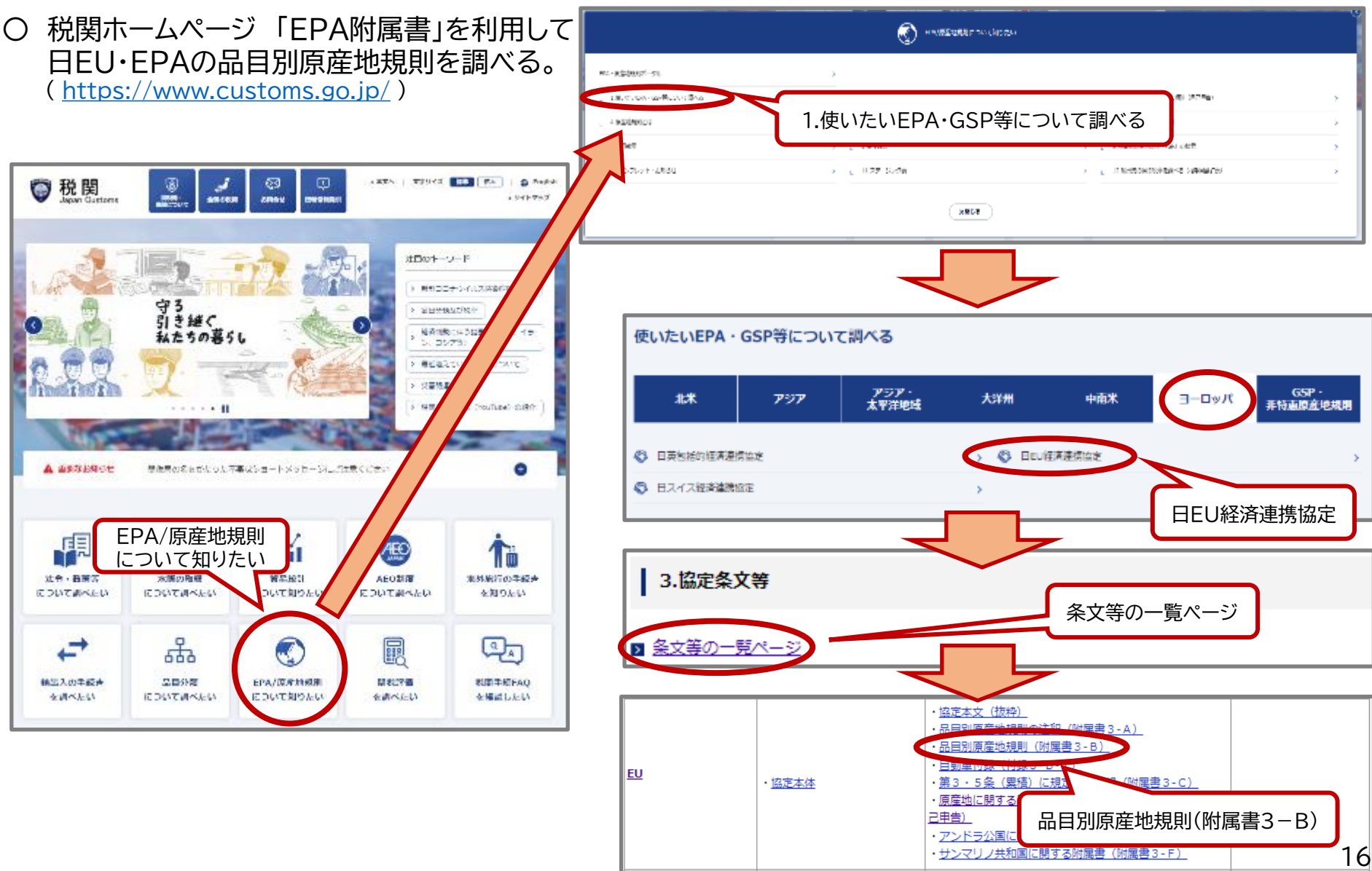
輸出先 : フランス
 HS番号 : 第8458.11号
 FOB価額 : 1億円 (FOB価額: 本船渡し価額)
 製造工程 : 輸出者の日本国内工場にて下記材料から製造。

整理番号	材料	HS番号	生産国	材料価額 (万円)	原産性の疎明 (サプライヤー証明等)	備考
1	制御盤A	8537.10	中国	700	無	中国から輸入。非原産材料。
2	制御盤B	8537.10	日本	200	無	他社から購入。
3	旋盤の部分品A	8466.93	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
4	旋盤の部分品B	8466.20	日本	100	無	国内自社工場で製造。
5	旋盤の部分品C	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
6	旋盤の部分品D	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
7	旋盤の部分品E	8466.93	日本	300	無	国内他社工場で製造。工程表に材料のHS番号有。
8	旋盤の部分品F	8466	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
9	歯車	8483.40	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
10	電動機	8501	ドイツ	3,500	無	ドイツから輸入。非原産材料。ドイツの原産品との証明有。
11	旋盤の部分品G	8466.93	米国	800	無	米国から輸入。非原産材料。

- 材料1、10、11が「**非原産材料**」であることから、「完全生産品」と「原産材料のみから生産される製品」の要件はいずれも満たさない。
- 仮に「非原産材料」が無い場合でも、原産性の疎明「無」の材料は一旦「非原産材料」と捉えることが適当。
- したがって、「品目別原産地規則を満たす製品」の要件を満たすかを確認。

(参考)その他の品目別原産地規則の特定方法

○ 税関ホームページ「EPA附属書」を利用して日EU・EPAの品目別原産地規則を調べる。
(<https://www.customs.go.jp/>)

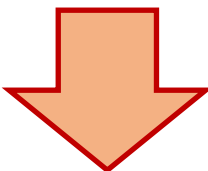


品目別原産地規則の読み方

日EU・EPA 第8458.11号の品目別原産地規則

「CTH(第84.66項の材料からの変更を除く。)、MaxNOM50 %(EXW)又はRVC55%(FOB)」

この規則をどのように読むかというと・・・

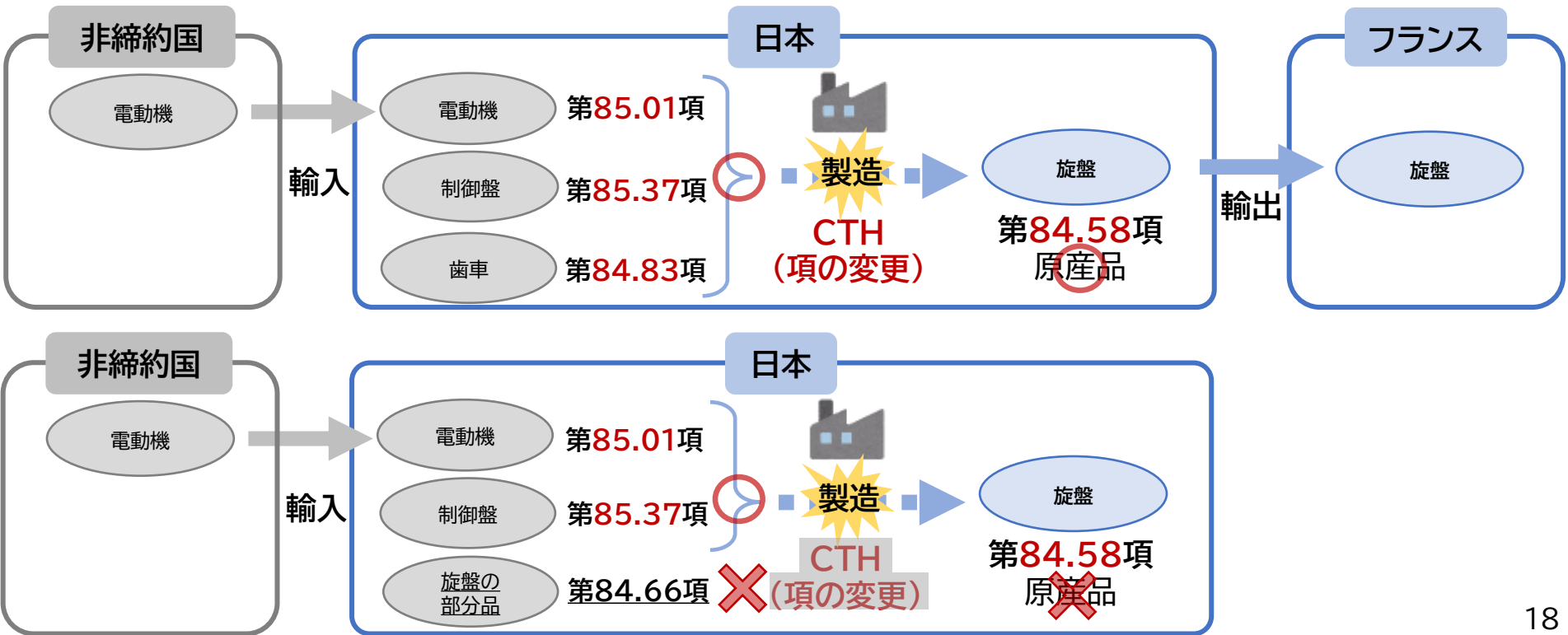


以下の規則がそれぞれ「又は」でつながっているので、いずれか一つの規則を満たせばOK

- 「CTH(第84.66項の材料からの変更を除く。)」
- 「MaxNOM50% (EXW)」
- 「RVC55% (FOB)」

品目別原産地規則の読み方

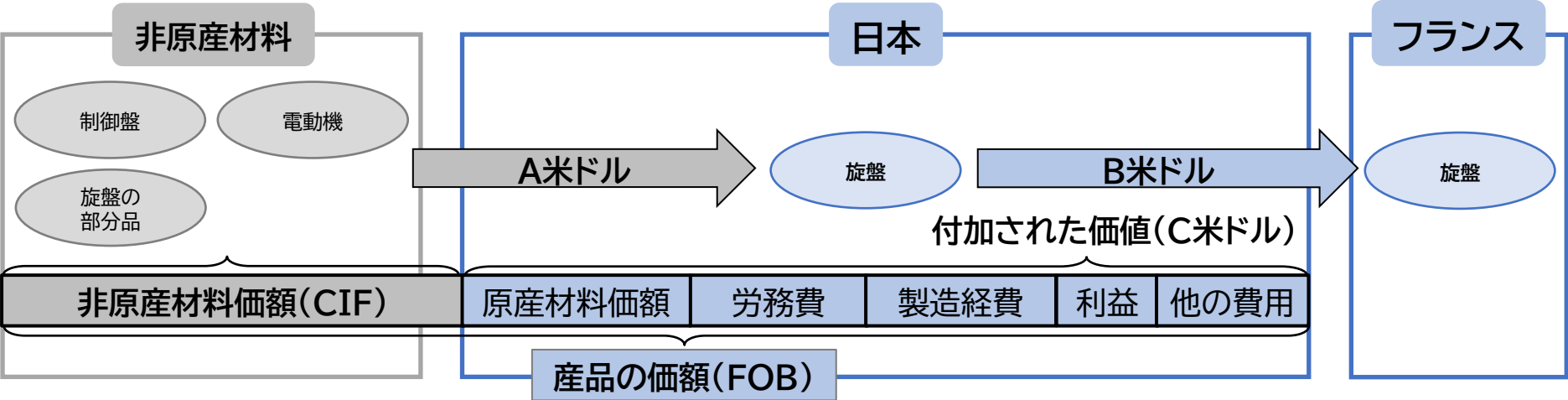
- **CTH** は「関税分類変更基準」の一つで、製品の生産において使用された全ての非原産材料について、**HS番号先頭4桁**における関税分類の**変更**(CTC)が行われていればよいという基準。
- ただし、「(第84.66項の材料からの変更を除く。)」との条件があるため、第84.66項の非原産材料が使用されている場合には、当該材料と最終製品との間にHS番号先頭4桁の変更があったとしても品目別原産地規則を満たすことにはならない。



品目別原産地規則の読み方

■ MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB) は「付加価値基準」。

- MaxNOM50%(EXW) : 製品のEXW価額に対して、製品の生産に使用される **非原産材料の割合(価額に基づくもの)が50%以下**であればよいという基準。
- RVC55%(FOB) : 製品のFOB価額に対して、製品の **域内原産割合(価額に基づくもの)が55%以上**であればよいという基準。
- (日EU・EPA附属書3-A注釈4)



【控除方式(RVC55%(FOB))】

$$\frac{\text{製品のFOB価額(B米ドル)} - \text{非原産材料価額(A米ドル)}}{\text{製品のFOB価額(B米ドル)}} \times 100 = \text{付加価値} \geq 55\%$$

⇒ 今回は、関税分類変更基準である「CTH(第84.66項の材料からの変更を除く。)」を**選択**して原産地規則を満たしているか確認。

参考：【MaxNOM方式】

$$\frac{\text{非原産材料価額}}{\text{製品のEXW価額}} \times 100 = \text{付加価値} \leq 50\%$$

日スイスEPA、
日EU・EPA、
日英EPAで採用。

輸出貨物の日EU・EPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

 ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

関税分類変更基準(CTH等)を確認する場合

- 関税分類変更基準:非原産材料と最終製品との間に、特定のHS番号(関税分類番号)の変更があるときに原産品であると判断する基準。
(HS番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方)
- 本事例に当てはめると、材料1、2、9、10は、CTH(HS先頭4桁レベル(項)の変更)があり、また、第84.66項にも該当しない。よって、旋盤の製造に使用されるこれらの材料は、品目別原産地規則を満たす(サプライヤー証明は不要)。

材料1 (8537.10)
材料2 (8537.10)
材料9 (8483.40)
材料10 (8501)



HS4桁レベルの変更

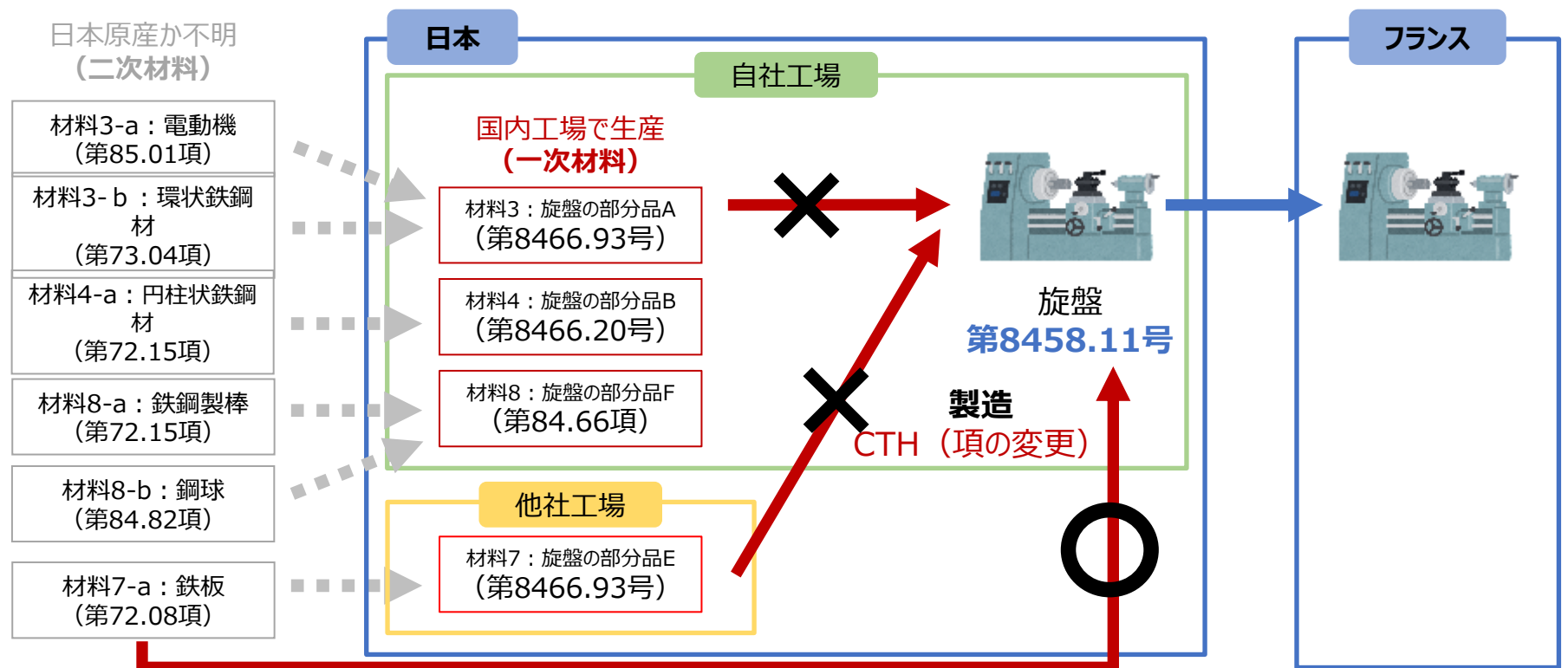
旋盤
(8458.11)

整理番号	材料	HS番号	生産国	材料価額(万円)	原産性の疎明(サプライヤー証明等)	備考
1	制御盤A	8537.10	中国	700	無	中国から輸入。非原産材料。
2	制御盤B	8537.10	日本	200	無	他社から購入。
3	旋盤の部分品A	8466.93	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
4	旋盤の部分品B	8466.20	日本	100	無	国内自社工場で製造。
5	旋盤の部分品C	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
6	旋盤の部分品D	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
7	旋盤の部分品E	8466.93	日本	300	無	国内他社工場で製造。工程表に材料のHS番号有。
8	旋盤の部分品F	8466	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
9	歯車	8483.40	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
10	電動機	8501	ドイツ	3,500	無	ドイツから輸入。非原産材料。ドイツの原産品との証明有。
11	旋盤の部分品G	8466.93	米国	800	無	米国から輸入。非原産材料。

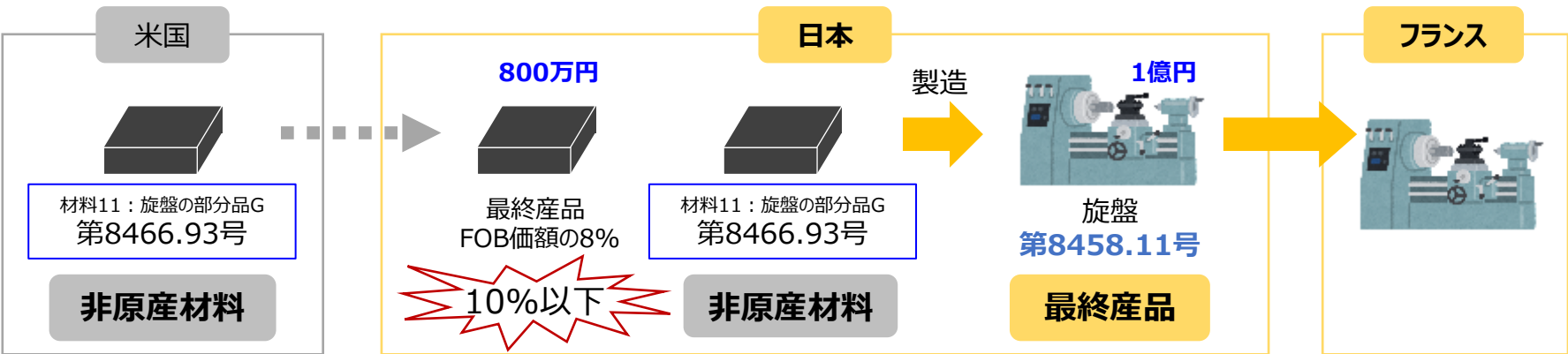
- 日EU・EPA: 旋盤(第8458.11号)の品目別原産地規則で、CTHから除外された「第84.66項の材料」について検討。
- **材料5、6**は、他社から購入したものだが、日EU・EPA 上の日本原産品であることを確認できるサプライヤー証明がある(第8466.93号の品目別原産地規則のうち、CTHを満たすことを確認済)。日本の原産品(原産材料)と認められるため、製品の品目別原産地規則を満たす必要なし。
- **材料3、4、8**は、国内自社工場で製造しており、材料を把握しているので、「二次材料」からのCTHを検討。
- 同様に**材料7**についても、国内他社工場での製造だが、工程表に材料のHS番号があることから、「二次材料」からのCTHを検討(次ページ参照)。
- **材料11**は、米国から輸入した非原産材料だが、材料価額(800万円)が最終製品の価額(1億円)の10%以下であることから、日EU・EPAの「許容限度」を検討(次ページ参照)。

整理番号	材料	HS番号	生産国	材料価額(万円)	原産性の疎明(サプライヤー証明等)	備考
1	制御盤A	8537.10	中国	700	無	中国から輸入。非原産材料。 証明済
2	制御盤B	8537.10	日本	200	無	他社から購入。 証明済
3	旋盤の部分品A	8466.93	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
4	旋盤の部分品B	8466.20	日本	100	無	国内自社工場で製造。
5	旋盤の部分品C	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
6	旋盤の部分品D	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
7	旋盤の部分品E	8466.93	日本	300	無	国内他社工場で製造。工程表に材料のHS番号有。
8	旋盤の部分品F	8466	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
9	歯車	8483.40	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。 証明済
10	電動機	8501	ドイツ	3,500	無	ドイツから輸入。非原産材料。ドイツの原産品 証明済
11	旋盤の部分品G	8466.93	米国	800	無	米国から輸入。非原産材料。

■ 材料3、4、7、8・・・「二次材料」からのCTH。



■ 材料11・・・日EU・EPAの「許容限度」。



結論

- 旋盤の製造に使用される材料が、旋盤の品目別原産地規則を満たす考え方は以下の通り。
 - 材料1、2、9、10 :CTH(HS4桁レベル(項)の変更)
 - 材料5、6 :日本原産品であることが確認できるサプライヤー証明有。
 - 材料3、4、7、8 :「二次材料」からのCTH
 - 材料11 :日EU・EPAの「許容限度」
- 以上から、旋盤は日EU・EPAの品目別原産地規則を満たし、日本の原産品と認められる。

整理番号	材料	HS番号	生産国	材料価額(万円)	原産性の疎明(サプライヤー証明等)	備考
1	制御盤A	8537.10	中国	700	無	中国から輸入。非原産材料。
2	制御盤B	8537.10	日本	200	無	他社から購入。
3	旋盤の部分品A	8466.93	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
4	旋盤の部分品B	8466.20	日本	100	無	国内自社工場で製造。
5	旋盤の部分品C	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
6	旋盤の部分品D	8466.93	日本	200	有	他社から購入。
7	旋盤の部分品E	8466.93	日本	300	無	国内他社工場で製造。工程表に材料のHS番号有。
8	旋盤の部分品F	8466	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
9	歯車	8483.40	日本	1,000	無	国内自社工場で製造。
10	電動機	8501	ドイツ	3,500	無	ドイツから輸入。非原産材料。ドイツの原産品との証明有。
11	旋盤の部分品G	8466.93	米国	800	無	米国から輸入。非原産材料。



どの段階の材料まで遡る？

- 製品の品目別原産地規則を満たさない一次材料についてのみ、二次材料(又はそれ以上)まで遡って確認。



ただし、例えば二次材料まで遡ったうえで製品の原産性を判断する場合、二次材料から一次材料、一次材料から製品までの生産工程が締約国内で行われる必要があることに注意。

- どの段階の材料を「一次材料」、「二次材料」等として捉えるかは様々。
 - 機械製品の材料としての部品など、複数の部品が一つの部品を構成する場合、例えば以下のようなものは一つの材料として管理できると考えられる。
 - 材料単体で販売されているもの
 - 材料のHS番号が、当該材料を構成するための部品のHS番号と異なるもの
- ※ 最終的には輸入国の判断による。

例：モーターサイクル(いわゆるオートバイ)の原産性を確認・管理する場合、エンジンなど(エンジンはシリンダーやピストンから構成されることを想定)

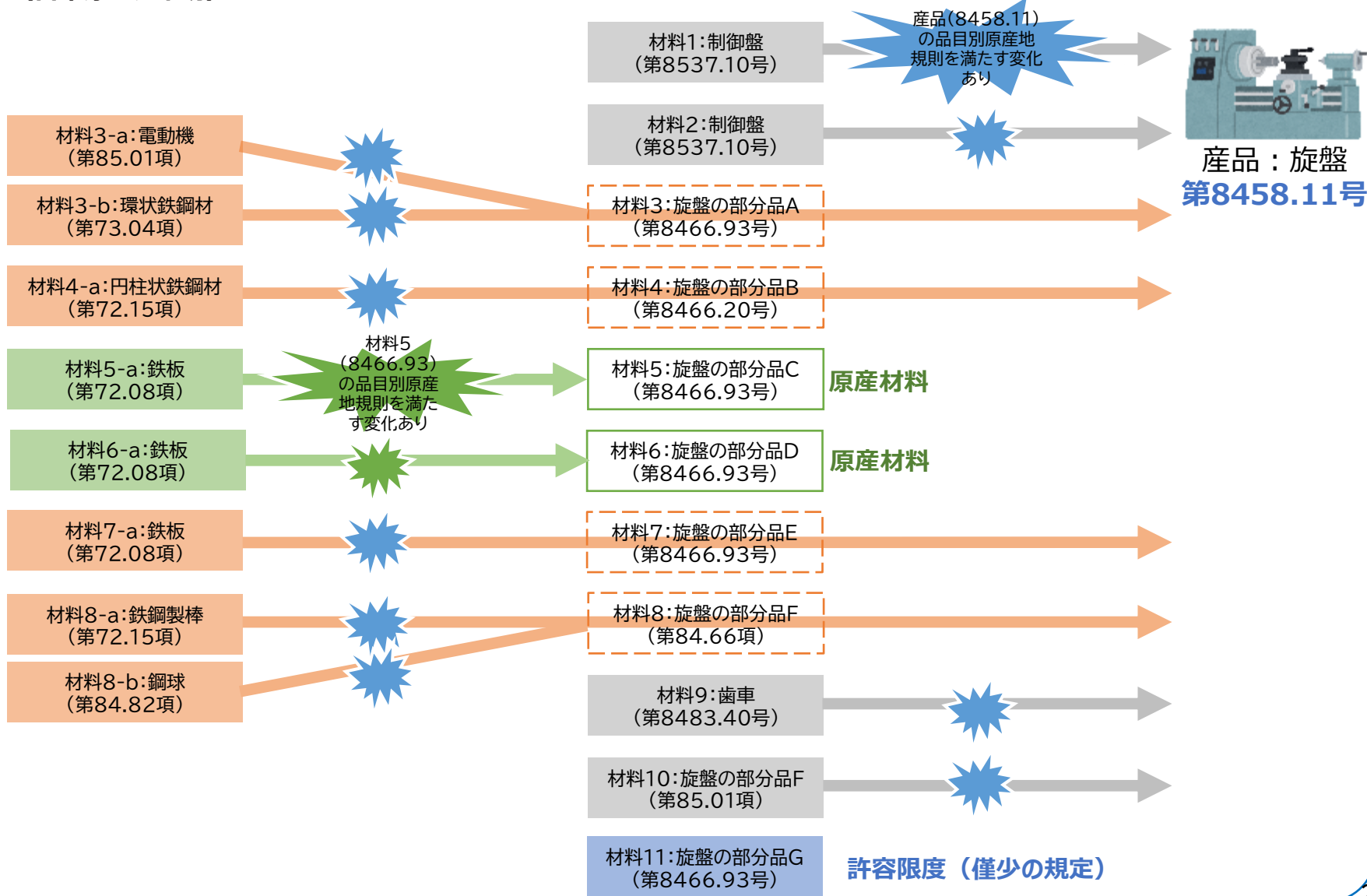
ケーススタディの場合

二次材料
(日本原産か不明)

国内製造

一次材料

国内製造



ケーススタディの場合

二次材料 (日本原産か不明)

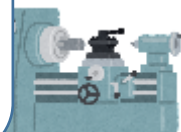
国内製造

✓ 産品の品目別原産地規則を満たさない一次材料についてのみ、二次材料(又はそれ以上)まで遡ればよい。

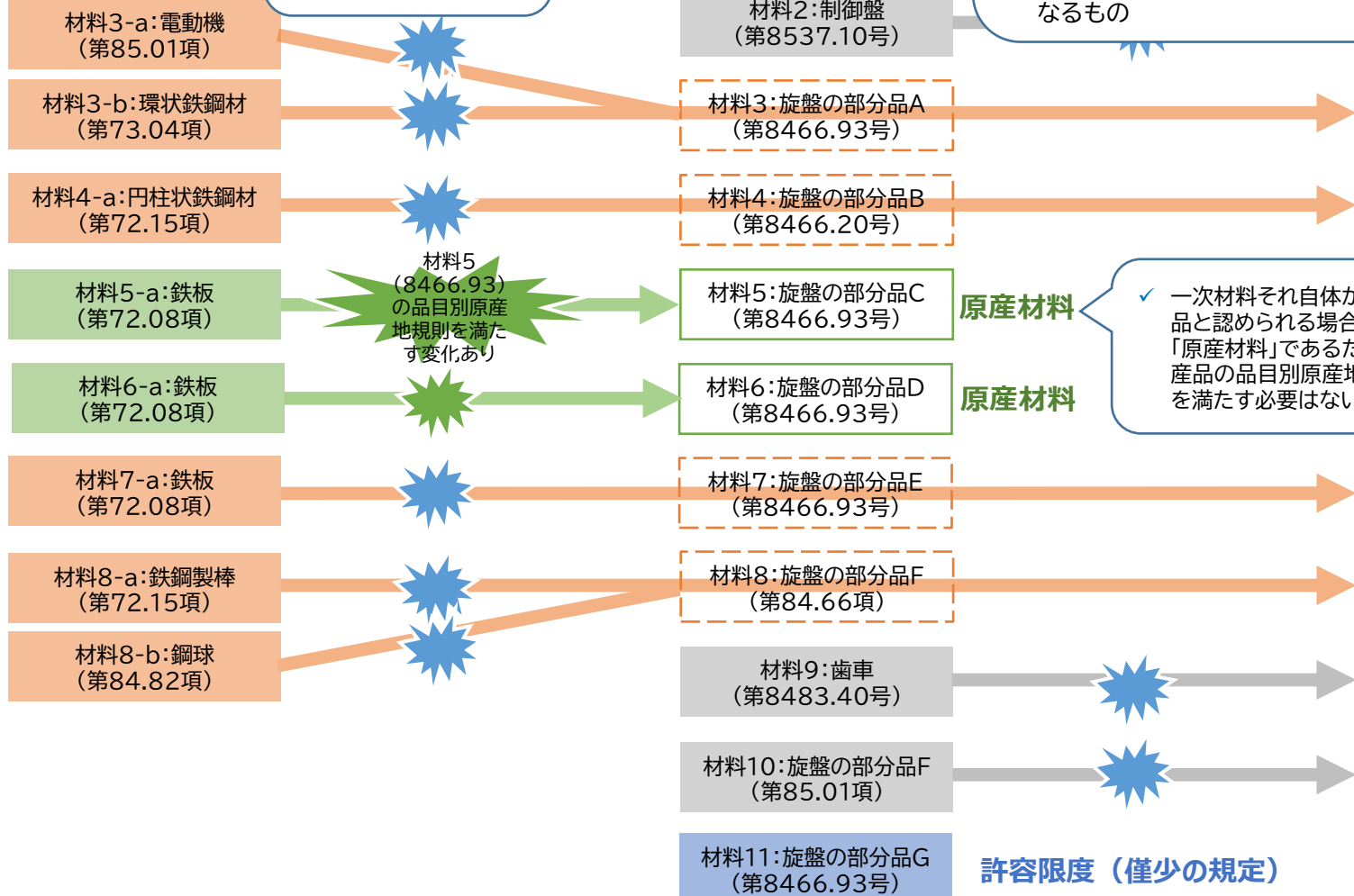
一次材料

✓ 部品がさらに複数の部品から成るもので、例えば以下のようなものは一つの材料として管理可能と考えられる。

- 材料単体で販売されているもの
- 材料のHS番号が、当該材料を構成するための部品のHS番号と異なるもの



産品：旋盤
第8458.11号



輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認



ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

証明制度(日本から輸出する場合)

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明手続を行うことが必要。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定を除く全てのEPA	メリット : 発給機関が原産性を判断。 留意点 : 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ、日スイス、日ペルー、RCEP	メリット : 認定後は輸出者自ら原産地申告を作成可能。 留意点 : 輸出者が輸出国政府による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 輸入締約国の輸入者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定	メリット : 輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点 : 必要に応じ輸出者・生産者から輸入者に対して原産性の根拠となる情報提供を行う。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 日本の輸出者又は生産者が書類を作成	日豪、CPTPP、日EU、日英、RCEP (豪州、NZ間のみ)	メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点 : 輸入締約国から輸出国政府経由又は直接輸出者・生産者に対して事後確認が行われる。


 日EU・EPAでは、自己申告制度のみ利用可能。
 今回は輸出者が原産性判断のために必要な情報(書類)を入手していることから、自己申告制度のうち輸出者自己申告の利用を検討。

自己申告制度(輸出者・生産者自己申告)の原産地手続(日EU・EPA)

- 日EU・EPAにおける輸出者・生産者自己申告では、協定附属書3-Dに定められた申告文を、仕入書その他の商業文書上に記載したものが原産品申告書となる。
- 申告文は、協定に規定された言語での記載が必要。(日EU・EPAでは、日本語、英語を含む24の言語)
- 税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルに「原産地に関する申告文」を掲載。
(以下URL「5.証明制度 > 原産地に関する申告文(和文 / 各国言語) ※輸出者自己申告の場合」)
➤ <https://www.customs.go.jp/roo/information/eu.htm>

【輸出者・生産者が作成する申告文(英語)】

(Period: from to)

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間(12箇月を超えない期間)を記載。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. ~~XXXXXXXXXXXX~~) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin.

日本からの輸出者の場合には、**法人番号**。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄。

(Origin criteria used)

C1, E

(Place and date)

X-XX-X XXXX, XXX, Japan, 27 June 2024

産品の原産地を記載。
“the European Union” か
“Japan”

(Printed name of the exporter)

〇〇〇 CO., LTD.

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

積送基準を満たすことを示す書類

- もし第三国を経由してEUに輸出する場合で、EPA税率の適用を受けようとする場合には、積送基準を満たすことを示す書類が必要。
- 具体的には、「船荷証券等の契約上の運送書類」、「事実関係の又は具体的な証拠(包装の表示又は包装に付された番号に基づくもの)」、「産品自体に関連する証拠」等。(日EU・EPA 第3・10条)

積送基準：原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを判断する基準。

ステップ5(1) 完了

日本における輸出者又は生産者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

- 「原産品申告書」を作成した日本の輸出者又は生産者は、日EU・EPA第3・19条及び国内法令に基づき、産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類を、原産品申告書の作成の日から**4年間**保管する義務がある。

保存書類のイメージ(輸出者自己申告)

原産品申告書

契約書、仕入書、価格表、総部品表、
製造工程表、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿 等

(その他、誓約書の保存が必要な場合あり)

日EU・EPA 第3・19条 記録の保管に関する義務

- 2 原産地に関する申告を作成した輸出者は、当該原産地に関する申告を作成した後少なくとも4年間、当該原産地に関する申告の写し及び産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す他の全ての記録を保管する。

輸出者・生産者は全て保存

ステップ5(2) 完了

産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(A)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(B)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価額表等

■ 品目別原産地規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準(C1)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(RVC, MaxNOM)(C2)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価額表等

c. 加工工程基準(化学反応など)(C3)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が協定に規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

 ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

 ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸入国税関への原産品申告書等の提出

- ステップ5で作成した原産品申告書等は、輸入国税関での申告の際に所持し、輸入国の国内法令に基づき、税関に提出が必要。
- HS番号の適用は世界共通、原産地規則の適用は締約国共通ですが、最終的には**輸入国税関の判断が優先**される。EPA税率の確実な利用のために、輸入国税関における事前教示制度等の利用検討も。
 - 税関ホームページ「EPA相手国の事前教示制度」
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_aitekokujiizenkyouzi.html
- 具体的な輸入手続については、各国税関当局のHP等を確認。

ステップ6 完了

事後確認(検証)とは

- 相手国でEPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPAの規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについて確認を行うこと。**

■ 方法

(1)輸入者に対する事後確認

書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施。
輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認。

(2)輸出国検証

輸入者に対する事後確認により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない等の場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことも。

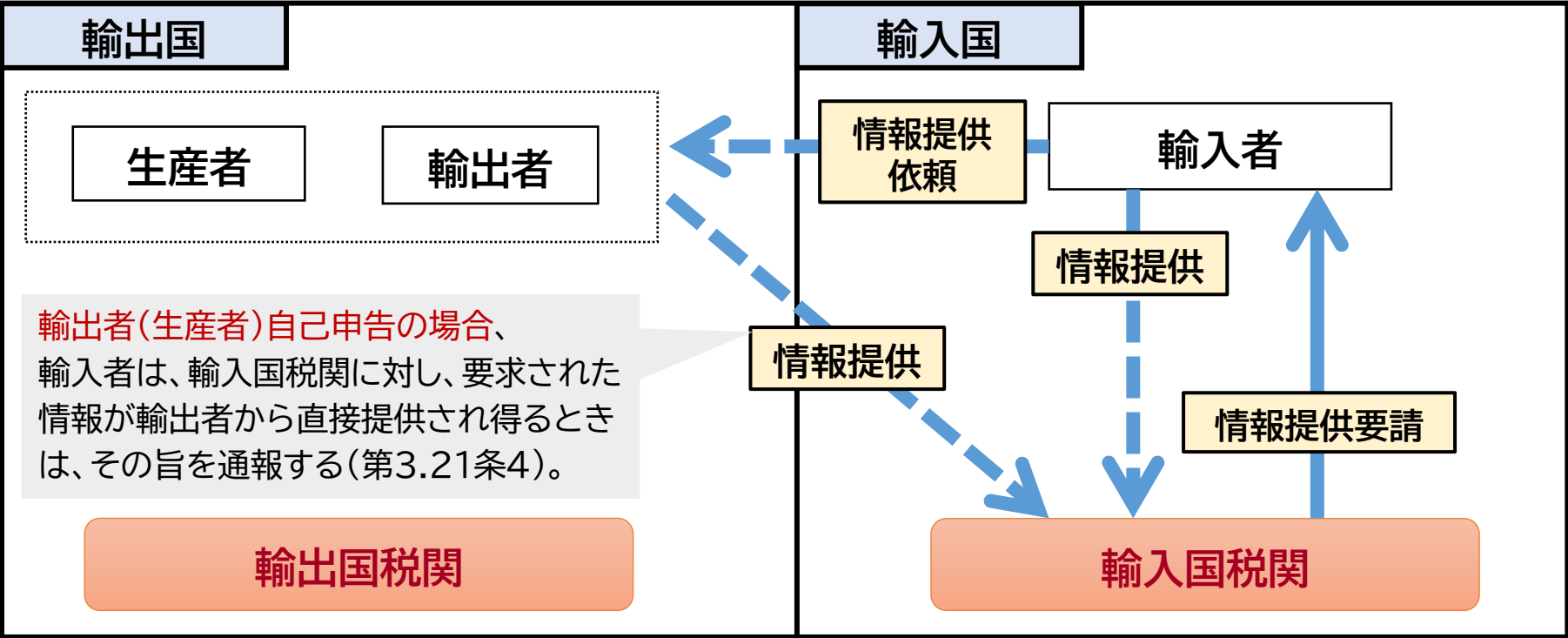
■ 結果

輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認**。

(1)輸入者に対する事後確認

日EU・EPA 第3・21条 原産品であるかどうかについての確認

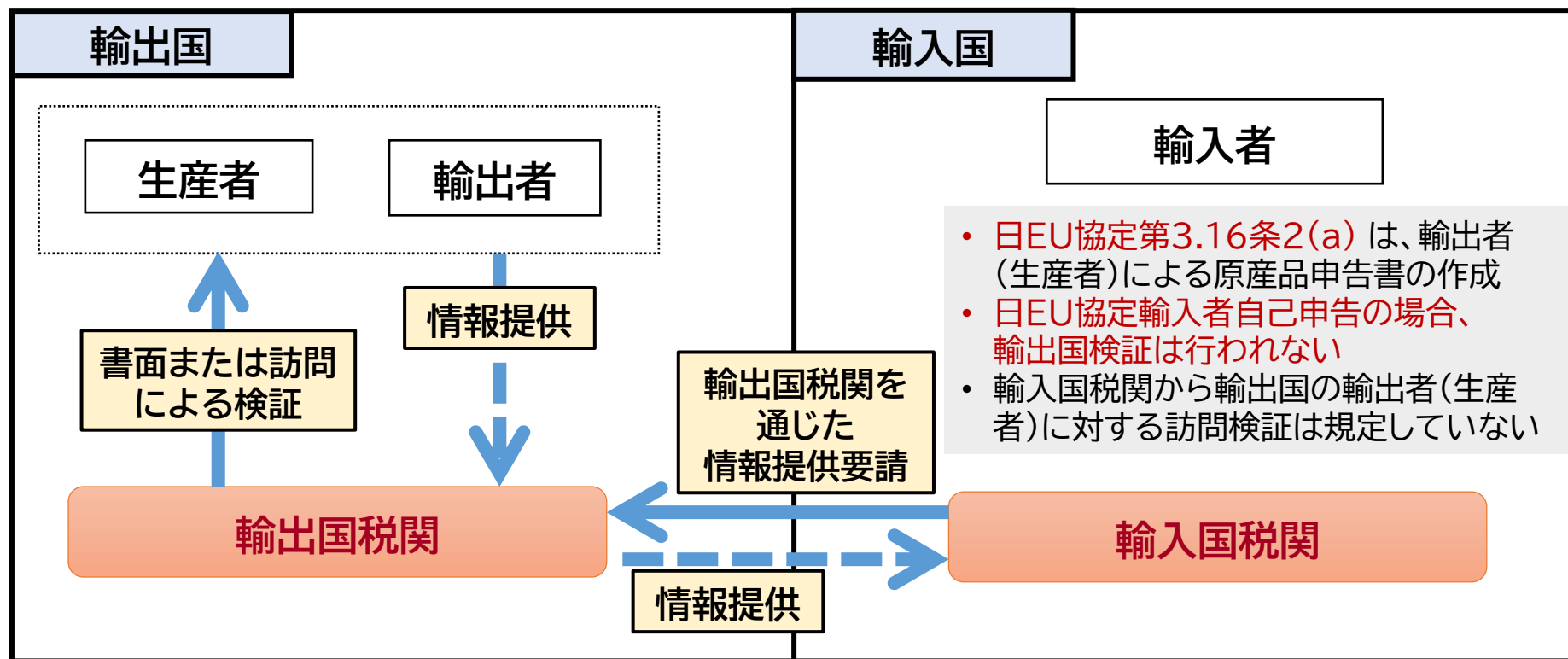
- 1
- 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った**輸入者に対して情報の提供を要求することにより**、危険性を評価する方法(無作為抽出を含む。)に基づく確認を行うことができる。(後略)



(2)輸出国検証

例 日EU・EPA 第3・22条 運用上の協力

- 2 関税上の特惠待遇の要求が第3.16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後2年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。(後略)



2. 輸出相談のご案内



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出についての相談対応を行っています(メール、電話、対面、オンライン面談)

■ 相談内容

日豪・EPA、CPTPP、日EU・EPA、日英・EPA及びRCEP協定※1に係る
自己申告制度を利用した輸出に係るもの

※1 RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、豪州、ニュージーランドへの輸出のみ(2024年6月時点)。

例えば、中国や韓国へ輸出する場合、自己申告制度は利用できないため要注意。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記EPAを利用して自己申告を行う方(輸出者、生産者)

■ 利用方法

以下の事項を記載し、次ページ記載のメールアドレスあてに送付。

- (1)連絡先(名前・会社名、電話番号等)
- (2)希望する対応方法(メール、電話、対面、オンライン面談※2)
- (3)相談内容と輸出する貨物の情報※3

※2 オンライン面談では「Cisco Webex Meetings」を利用。

※3 輸出貨物の原産性判断に必要なため、可能な限り以下の内容も記載。

利用したいEPA名／輸出貨物のHS番号／輸出貨物の生産に使用した材料の一覧

■ 担当

財務省・税関 EPA原産地センター
住所:東京都港区海岸2-7-68

■ 相談受付メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp

(※)まずはメールでのご連絡をお願いいたします。



■ HS番号のみの相談の場合

相談内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類(HS番号)についてのみの場合は、
各税関の関税鑑査官部門にて受付。

➤ 品目分類・関税率についての問い合わせ先(関税鑑査官)

税関ホームページ:<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めする場合があります。

よくある質問(1)：EPA税率適用のための自己申告制度について



貨物を輸入するのにEPAを利用したいのですが、自己申告制度とは何ですか？

自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が自ら有する情報に基づき、貨物が原産品である旨を申告の上、特惠税率の適用を要求する制度です。



- 自己申告制度を採用しているEPA等
 - ・ 日オーストラリアEPA
 - ・ CPTPP
 - ・ 日EU・EPA
 - ・ 日米貿易協定(※1)
 - ・ 日英EPA
 - ・ RCEP協定(※2)

(※1) 輸入者による自己申告制度のみを採用。

(※2) 現時点(2024年5月)では、輸入者による自己申告制度は、日本への輸入についてのみ採用。輸出者または生産者による自己申告制度は、日本、オーストラリア、ニュージーランド間で実施(将来的に、他の締約国にも導入。)

よくある質問(2)：輸出締約国内で調達した材料について



輸出国内で調達した材料であれば、輸出締約国の原産材料として認められますか？

輸出締約国内で購入した材料や、生産された材料が、必ずしもEPA上の輸出締約国の「原産材料」となるわけではありません。



- 「原産材料」と認められるためには、適用するEPAの原産地規則をその材料自体が満たすことの確認が必要。
- 原産材料かどうか不明な材料は、非原産材料として扱う。
- 事後確認の際、貨物の生産に使用された材料の製造者まで遡って、原産材料の根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な根拠資料を提出してもらう可能性があることに注意。

3. 参考情報

税関ホームページのご案内



税関ホームページ 自己申告制度を利用した日本からの輸出について

- 輸出貨物に係る各EPAのご利用に際しては、税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルに掲載。
- 輸出相談、よくあるご質問、輸出貨物に係るEPA利用の流れ、各関連リンクを掲載。



https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm



輸出相談の「よくあるご質問(FAQ)」も掲載。

EPA(経済連携協定等)の『自己申告制度を利用した日本からの輸出』に係る相談
よくあるご質問(FAQ)

(2023年6月1日時点)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	相談方法	税関での輸出相談を利用するにあたり、どのような資料を用意すればよいか。	ご相談の内容にもよりますが、まずは輸出貨物のHS番号、生産に使用した材料の一覧、生産場所、生産工程等の情報をご用意ください。
2	EPA税率の確認	輸入国での輸入申告においてEPA税率の適用を受けるための手順を知りたい。	EPA税率の適用を受けるための流れ(EPA利用のステップ)について、「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」にまとめましたのでご参照ください。 (リンク:税関HP「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」 https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html)
3	EPA税率の確認	輸入国で設定されているEPA税率はどのように確認すればよいか。	税関ホームページに、日本が締結しているEPAに関する相手国割譲許表を掲載しております。 (リンク:税関HP「相手国割譲許表(関税率表)」 https://www.customs.go.jp/kvotsu/kokusai/aitekoku.htm) なお、日EU協定及び日英協定において、譲許表に掲載されていないHS番号に分類される産品は、各協定発効時に関税が即時撤廃されており、EPA税率は無税となります。ただし、輸入国でのMFN税率 [※] が無税の場合もあり、EPA税率を適用する必要がない場合がありますので、ご注意ください。 ※ MFN税率とは、実行最恵国税率のことで、WTO協定税率など相手国において一般的に適用される税率をいいます。
4	HS番号の確認	HS番号についてどのように調べればよいか。	HS番号とは、輸出入の際に産品を分類する番号のことです。 HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることができます。 (リンク:税関HP「輸出統計品目表」 https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm) なお、輸入貨物に適用されるHS番号は輸入国税関の判断によることから、日本から輸出される貨物に係る輸入国におけるHS番号について判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税関に事前教示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法です。輸入国での適用を保証するものではなく参考意見にとどまりますが、各税関の関税審査官部門においても輸出貨物に係るHS番号のご相談を行っています。 また、後記【番号35】の関税分類変更基準により貨物の原産性を確認する場合、原材料のHS番号は必ずしも6桁まで特定する必要がない場合もありますので、ご注意ください。 (リンク:税関HP「原産性判断に必要なHSコードについて」 https://www.customs.go.jp/roo/origin/zairyo_hs.pdf)
5	HS番号の確認	輸出相談で輸出貨物のHS番号を教えてもらえるか。	ご相談内容が、輸出品又はその材料に係るHS番号のみに関する場合は、各税関の関税審査官部門にお問合せください。 (リンク:税関HP「品目分類・関税率についてのお問合せ先(関税審査官部門)」 https://www.customs.go.jp/question2.htm#b) ご相談の際には、輸出品やその材料の製法、成分割合、構造、機能、性状、包装、用途等が分かる書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おください。また、過去に類似の産品について日本への輸入時に事前教示を受けていれば、参考までに当該回答書等もあわせてご用意ください。 なお、輸入国における輸入申告におけるHS番号については、最終的に輸入国の税関の判断が優先されますので、輸出国の税関からの回答は参考意見にとどまります。

https://www.customs.go.jp/roo/origin/faq_yushutsu.pdf

ご清聴ありがとうございました。